

各所属所長 殿

一般財団法人香川県教職員互助会  
理事長 淀谷 圭三郎

令和 6 年度厚生事業について（通知）

このことについて、下記の事業を別添実施要領のとおり実施しますので、お知らせします。

厚生事業は「思い出記念旅行補助事業」を除き、該当する会員が令和 6 年度中に請求（申請）した場合に補助を受けられるものです。貴所属会員に各々の請求（申請）期限までに、請求書等を提出するよう周知してください。令和 6 年度中に請求（申請）がない場合は補助を受けられませんので、御注意ください。

また、事業の内容や留意事項などを、「福利かがわ」の誌面及び会員専用ホームページ「香川県教職員福利厚生サポートページ」において随時お知らせしています。会員に対し、御一読いただくよう、併せて周知をお願いします。

記

1 厚生事業

(1) 入学祝金

令和 6 年 4 月以降令和 7 年 3 月までの事実発生分が請求対象になります。

(2) 思い出記念旅行補助事業

会員期間が 25 年以上の会員で、まだ補助を受けていない会員が申請できます。

(3) リフレッシュ旅行補助事業

会員期間の区分に応じて申請してください。今年度中の旅行が補助対象です。

(4) 選択型福利厚生（兼宿泊保養施設利用補助）事業

補助金の限度額は 2 事業あわせて 10,000 円までです。

請求書については、令和 6 年 3 月に各所属宛に送付したものを御使用ください。

（コピー可。）掲示板にも掲載します。

2 職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 2 号「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に関する事業について

職務専念義務の免除は、上記 1（2）、（3）及び（4）の補助を受ける場合に、認められます。ただし、（4）について、選択型福利厚生事業のみで補助を受けた場合は、宿泊保養施設利用にかかる職務専念義務の免除（2 日以内）は取得できませんので、御注意ください。

〒760-8582 高松市天神前 6 番 1 号  
香川県教育委員会事務局健康福利課内  
一般財団法人香川県教職員互助会  
TEL (087) 832-3796 FAX (087) 837-7103